

国民、中小業者の暮らし・営業を守る立場での税制、税務行政を 求める申入れ書

本日私たちは全国600カ所、約20万人が参加して行われた39回目の全国重税反対統一行動の一環として南加賀地域の集会を行い、その総意として貴税務署への要望を行うものです。

今日、国民、中小企業の暮らし、経営は、国内経済の回復基調の恩恵をうけないままに原油・原材料高騰、建築基準法改正に伴う住宅着工低迷などによる困難が追い討ちをかけて苦しんでいます。必死で経営安定、生活防衛に取り組んでいます。

わが国経済は、「人口減少・賃金低迷 消費停滞 国内売上・収益低迷 企業の海外シフト 国内事業縮小 所得低迷 消費低迷」という「縮小スパイラル」が作動し始めています。その流れを反転させるには賃金・消費の拡大好循環をつくることが不可欠であり、そのためには 大企業が賃上げをきちんと実施する 中小企業が自立できる環境を整える 大企業が商品の付加価値向上分をしっかりと価格に上乘せし、中小企業からの仕入れ価格にも同様の根付けをおこなうこと等が必要との指摘があります。(日本総研)

国の税制度は、そうした経済を国民本位にきりかえるうえで重要な貢献しなければなりません。それが憲法が要請しているところです。

にもかかわらず小泉、安倍さらには福田内閣へと続いた「構造改革」は、そうした方向に逆行し、いたずらに国内消費の力を衰退させる結果となっています。

大企業と中小企業、大資産家・富裕層と低所得層との格差の拡大、社会保障の劣悪化などが進んでいます。大企業が溜(た)め込んだ利益を勤労者、中小業者に賃金・工賃等や税金で再配分することです。大企業に適正に課税するなど不公正な税制を正し、国民が健康で文化的な暮らしを営むための財政に組みなおすことです。消費税の増税などは論外です。

税務行政の最先端に位置する税務署もそうした目線で税制の変革の必要性について再認識し、納税者の権利を尊重した税務行政の運営・実施を行うことが求められています。

私たちは以上の趣旨に立って、国内消費力を基盤にした持続可能な経済社会のための税制の確立、納税者の経営・暮らしの困難の現実をみた暖かい税務行政をおこなうために、次のことを申し入れるものです。

【申入れ項目】

一、定率減税の全廃を撤回し、庶民増税・消費税増税を行わないこと。生活費には税金をかけないこと。所得税法第五六条を廃止し、中小業者と家族従業員の仕事分(自家労賃)を経費と認めること。

一、納税者の経営、暮らしの実情をふまえた税務行政をおこなうこと。納税者(団体等)の疑問、要請には誠実に回答等対応すること。

すくなくとも税務運営方針を全職員に徹底し、納税者主権を侵害しない税務調査、過酷な徴収等が行われないようにすること。

2008年 3月13日

小松税務署 署長 殿

3・13重税反対全国統一行動 加南集会
代表 宮田保廣